

2021年2月12日

フコクしんらい生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて(取扱い継続)

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社(社長:櫻井 健司)は、2020年5月12日付ニュースリリースのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響拡大の状況をふまえ、保険金・給付金のお支払いについて以下の取扱いを実施しております。今般、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、本取扱いを「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正施行日である2021年2月13日以降も継続することをお知らせいたします。

1. 取扱いの内容

① 災害死亡保険金等に関する取扱いについて

次の【対象商品】にご加入のお客さまで、新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡もしくは高度障害状態となった場合に、災害死亡保険金等をお支払いすることといたします。

【対象商品】

(2021年2月12日現在)

主契約・特約の名称	対象保険金等
5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金
低解約返戻金型終身保険(無選択型)	災害死亡保険金
3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険	災害死亡給付金
災害割増特約	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
傷害特約	災害死亡保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金

② 特別条件適用契約の取扱いについて

特別条件のうち保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位不担保法が適用される契約について、新型コロナウイルス感染症によって支払事由に該当した場合には、特別条件を適用せずに保険金・給付金をお支払いすることといたします。

【対象契約】

特別条件付保険特約または特別条件付保険特約(2013)が付加された契約

※上記①および②の取扱いについては、これまでに支払事由に該当した場合も含めて、適用いたします。

2. ご請求手続き

ご提出いただいた死亡保険金等の請求に必要な書類（医師または医療機関にて証明された死亡診断書等）に記載された病名等により判断し、お支払いいたします。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客様サービス室

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

その他、今回の新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた、お客さまに対する各種お取り扱いを実施していますので併せてご確認ください。

《ご参考》

●新型コロナウイルス感染症に関するお取り扱い等について

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/topics/important/assets_c/2021.pdf

以上